

文化庁移転協議会幹事会（第3回）議事要旨

日時：平成29年7月24日(月)9:30～10:30
場所：旧文部省庁舎2階文化庁特別会議室
文化庁地域文化創生本部3階会議室

出席者

河村内閣官房内閣審議官，川上内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補，中岡文化庁次長，山崎内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長，岡村文部科学省大臣官房政策課長，杉浦文化庁長官官房政策課長，築島内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官，三浦内閣官房内閣参事官，山内京都府副知事，岡田京都市副市長，加藤内閣官房内閣人事局参事官（オブザーバー），中島財務省主計局主計官（オブザーバー），井口財務省理財局国有財産企画課長（オブザーバー），住田国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長（関係行政機関），山田文部科学省文部科学戦略官（事務局）

議事

議題に入る前に，文化庁（杉浦政策課長）から，新たな文化芸術基本法について，及び文化庁地域文化創生本部の取組状況と課題について報告があった後，意見交換を行った。

（主な意見）

- 関係府省庁間で構成する政府の文化芸術推進会議を，科学技術と同様に，総理大臣主宰の組織として位置付けてほしい。
- まずは，新たな法律に沿って，関係省庁とともにしっかり取り組んでいきたい。

次に議題に入り，主なやり取りは以下のとおり。

（1）本格移転の場所について

事務局（山田文部科学戦略官）から，本格移転先の場所について，文化庁移転協議会（第2回）で決定された選考の観点（文化的な環境，交通の便，適正規模，ICT環境，耐震性）に加え，工期，工事費，都市計画上の制限，各種リスクや国の財政負担などについて総合的に検討した結果，京都府警察本部本館を文化庁の移転先とする事務局案が示され，幹事会として了承された。

（主な意見）

- 当該案は，歴史的な価値を有する建築物を保存・活用する点に特徴がある。国の庁舎として必要な機能確保のための改修や長寿命化を図るための改修を適切に実施することで，長期的な活用が可能と考える。

（2）「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて（素案）」について

事務局（山田文部科学戦略官）から，「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて（素案）」に関する説明があった後，協議を行った。その結果，幹事会として「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて（案）」を取りまとめ，次の文化庁移転協議会に示すこととなった。

（主な意見）

- これまで，京都府・京都市・経済界を含む文化庁京都誘致協議会から，移設土地は京都で提供，庁舎建設費用は地元も応分の負担をすると表明してきており，府警本部本館の改修・増築に

より、文化庁の本庁として活用できるよう、議会との調整・承認、京都市との調整を行いながら、万全を期していきたい。

- オール京都で約束してきた部分については、京都府、経済界ともしっかり連携し、果たしていきたい。
- この案は、国の機関としての機能の確保を図りつつ歴史的建造物の保存・活用や景観への配慮を行うもので、難易度が高い事業と考える。事業主体となる京都府において、文化庁等の関係機関と緊密に連携・調整するとともに、品質、工期、コストを最適なものとして、国の庁舎としてふさわしいものとなるよう努めていただくことが重要と考える。
- 府警本部本館の改修・増築に当たり、文化庁の本庁舎として使うにあたって、御意見などがあれば、移転の規模を踏まえて、速やかに調整させていただきたい。

(以上)